

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎ 058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 山 本 稔

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 1 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 8 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 1 日 午前 10 時 30 分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 9 月 29 日 午後 0 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 12 日から当庁執行係書記官室 (1 階) に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	6,075,000 4,860,000	一括	1,215,000	38,291	0
1	1,790,000				
2	70,000				
3	5,000				
4	4,210,000				



物 件 目 録

1 所 在 羽島郡笠松町田代字若宮
地 番 1 1 9 2 番 1 0
地 目 宅地
地 積 1 5 8 . 5 8 平方メートル
所有者 A

2 所 在 羽島郡笠松町田代字若宮
地 番 1 1 9 2 番 1 2
地 目 公衆用道路
地 積 1 4 4 平方メートル
共有者 A 持分 6 分の 1

3 所 在 羽島郡笠松町田代字若宮
地 番 1 1 9 2 番 1 3
地 目 用悪水路
地 積 9 . 7 6 平方メートル
共有者 A 持分 6 分の 1

4 所 在 羽島郡笠松町田代字若宮 1 1 9 2 番地 1 0
家屋 番号 1 1 9 2 番 1 0
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 6 8 . 7 3 平方メートル
2 階 5 6 . 1 1 平方メートル



物 件 目 録

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 1 7 日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 村 井 登志子

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 羽島郡笠松町田代字若宮 |
| | 地 番 | 1 1 9 2 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 8 . 5 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 羽島郡笠松町田代字若宮 |
| | 地 番 | 1 1 9 2 番 1 2 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 1 4 4 平方メートル |
| | 持 分 | 6 分の 1 |
| 3 | 所 在 | 羽島郡笠松町田代字若宮 |
| | 地 番 | 1 1 9 2 番 1 3 |
| | 地 目 | 用悪水路 |
| | 地 積 | 9 . 7 6 平方メートル |
| | 持 分 | 6 分の 1 |
| 4 | 所 在 | 羽島郡笠松町田代字若宮 1 1 9 2 番地 1 0 . |
| | 家屋 番号 | 1 1 9 2 番 1 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 8 . 7 3 平方メートル
2 階 5 6 . 1 1 平方メートル |



令和 8年 (ケ) 第 3号
令和 8年 2月26日受理
令和 8年 5月26日提出

現 況 調 査 報 告 書

岐阜地方裁判所

執行官 丹 羽 勝 久

物 件 目 録

- 1 所 在 羽島郡笠松町田代字若宮
地 番 1 1 9 2 番 1 0
地 目 宅地
地 積 1 5 8 . 5 8 平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 羽島郡笠松町田代字若宮
地 番 1 1 9 2 番 1 2
地 目 公衆用道路
地 積 1 4 4 平方メートル

共有者 A 持分6分の1

- 3 所 在 羽島郡笠松町田代字若宮
地 番 1 1 9 2 番 1 3
地 目 用悪水路
地 積 9 . 7 6 平方メートル

共有者 A 持分6分の1

- 4 所 在 羽島郡笠松町田代字若宮 1 1 9 2 番地 1 0
家屋 番号 1 1 9 2 番 1 0
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 6 8 . 7 3 平方メートル
2 階 5 6 . 1 1 平方メートル

物 件 目 録

所有者 A

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A	1 物件4建物には、私が居宅として住んでいます。 2 物件4建物に未登記付属建物はありません。 3 物件4建物に未登記増築部分はありません。 4 物件4建物に太陽光パネルは載っていません。 5 物件4建物はオール電化ではありません。 6 物件4建物に雨漏りはありません。以前は、動物を室内で飼っていました。 7 物件1～4土地・建物を他の第三者に貸していません。 8 物件1～3土地の境界に争いはありません。 9 物件2土地は、公衆用道路ですが、近隣の共有者との間に何らの取り決めはなく、皆で使用しています。 10 物件3土地は水路に蓋をしており、占用許可を取っていません。 (面接による聴取)
■ 片山恵津子 評価人	1 物件2土地は位置指定道路です。 (書面による報告)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



- 1 物件1土地は、南側を物件2土地（位置指定道路）に接し、物件2土地（位置指定道路）はその南側を町道に接している。物件1土地上に物件4建物が建てられている。物件1土地の西側には物件3土地が存在する。
- 2 物件4建物は、現在、Aが居宅として占有・使用しているものと思料する。
- 3 物件4建物の1階には、水で床が濡れて傷んでいる部分（添付写真7参照）や扉の一部が欠損しており（添付写真6，7参照），2階には部屋の扉に穴の空いている部分が見られた（添付写真13参照）。
- 4 物件1～4土地・建物を他の第三者が占有している状況は認められない。
- 5 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年3月4日(水) 10:50-11:00	岐阜地方法務局	公図等の閲覧謄写 土地建物全部事項証明書申請
7年4月17日(金) 12:35-13:15	物件所在地	物件内外部調査 物件内外部写真撮影 A事情聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠が予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

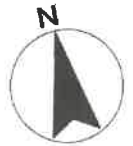
土地建物位置関係図(概略)



写真撮影方向を矢印で示す

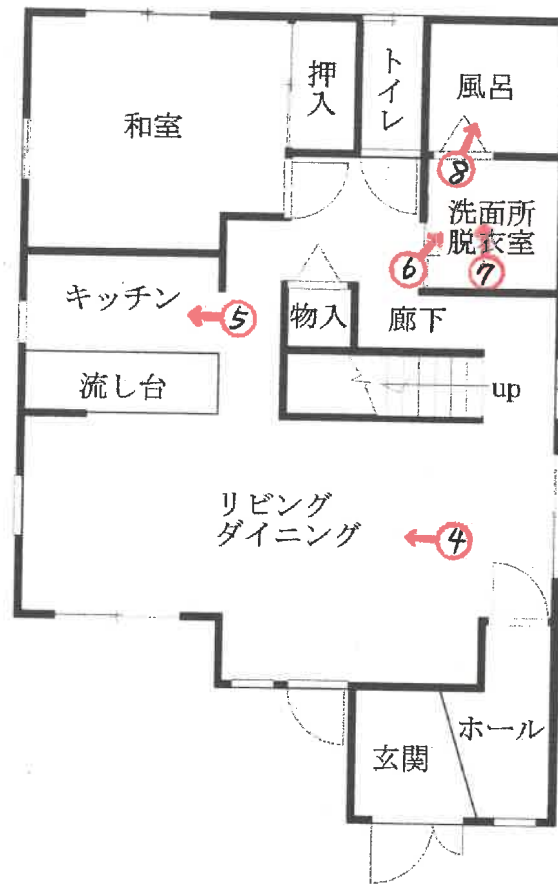
○内 写真番号

建物間取図(概略)

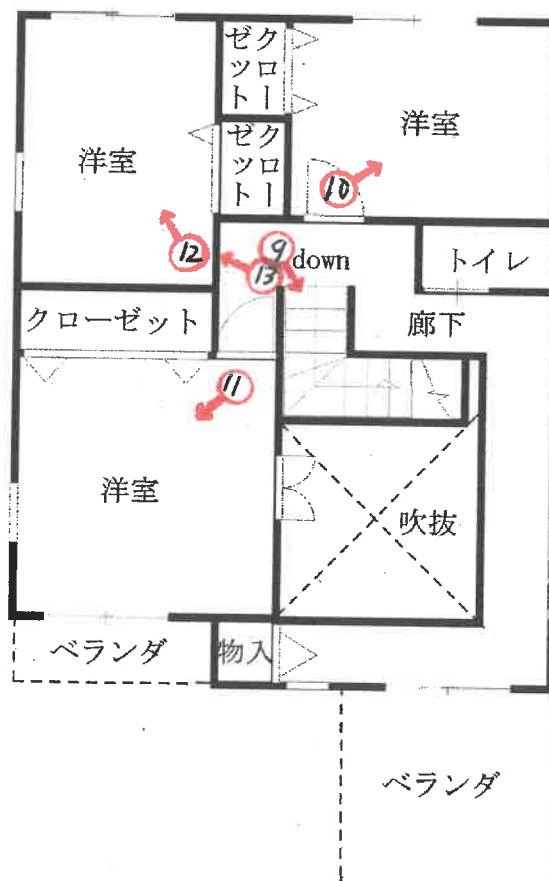


1階

物件4



2階



写真撮影方向を矢印で示す

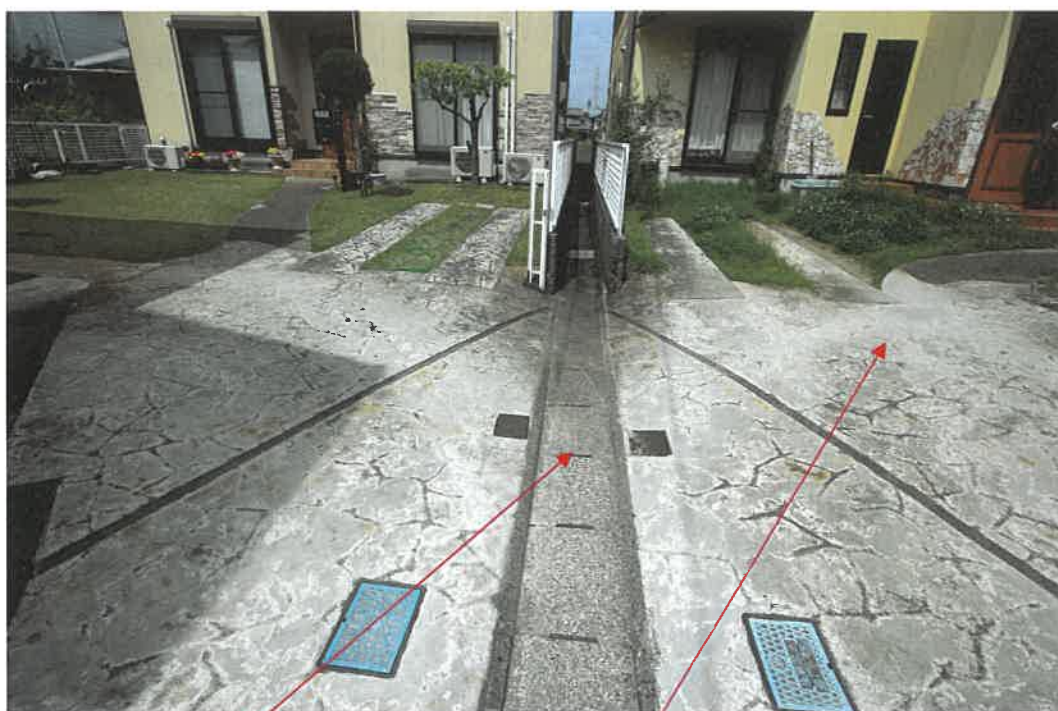
○内 写真番号

写真 1



物件 2 土地

写真 2



物件 3 土地

物件 1 土地

写真 3



物件 3 土地

物件 4 建物

物件 1 土地

写真 4



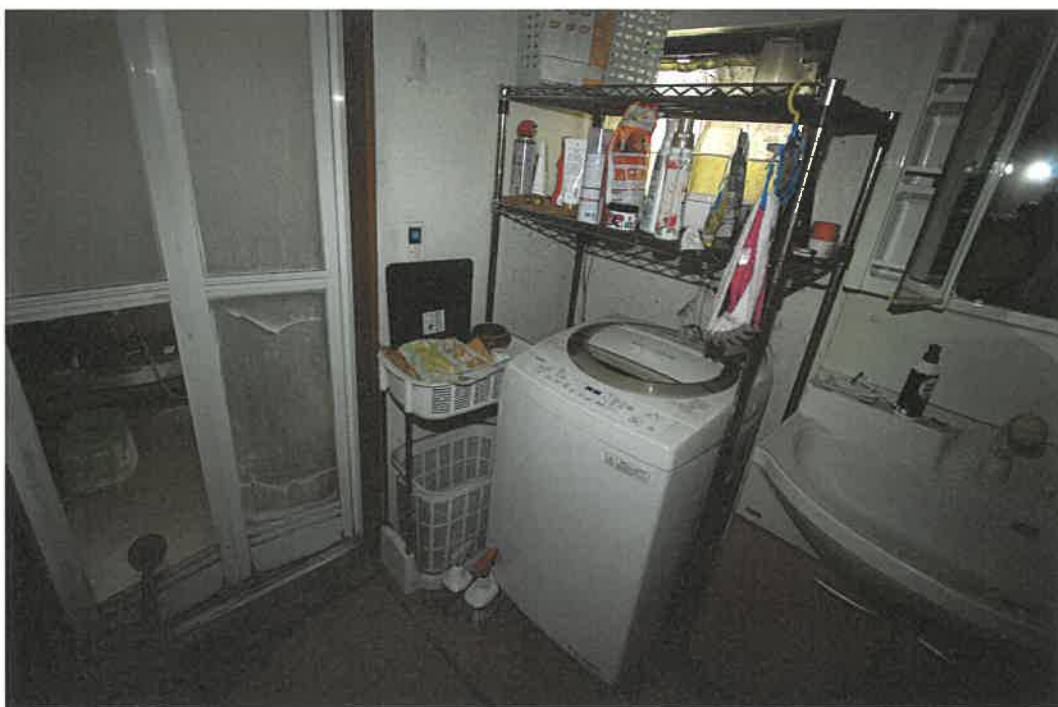
物件 4 建物 1 階室内

写真 5



物件 4 建物 1 階室内

写真 6



物件 4 建物 1 階室内

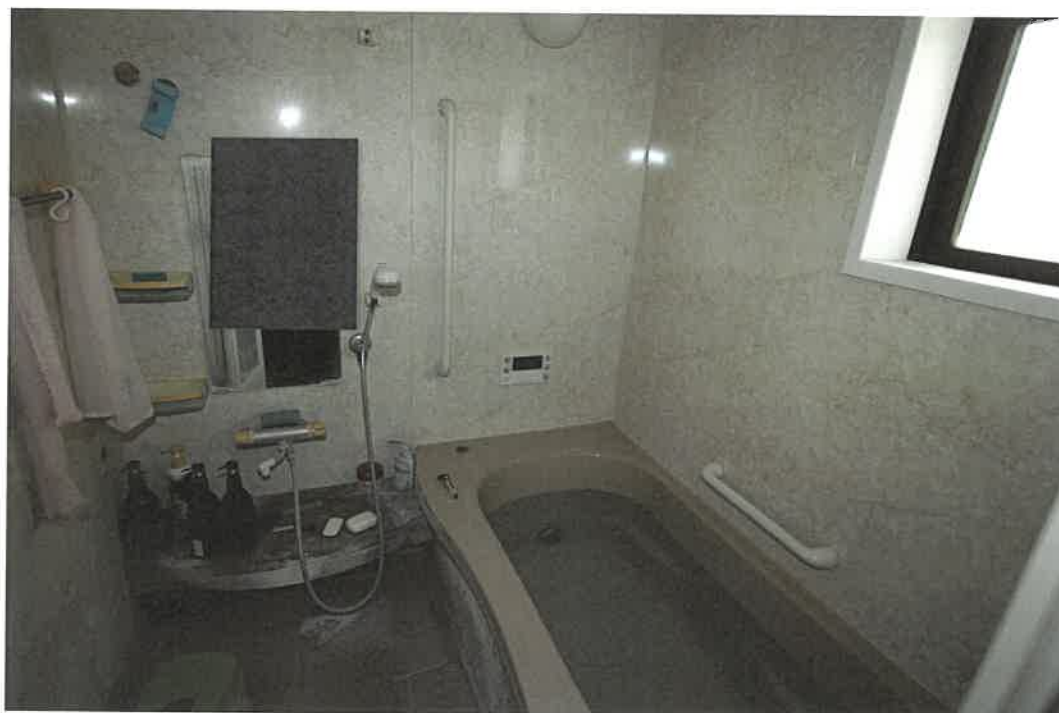
写真 7



物件 4 建物 1 階室内

水で床が傷んでいる

写真 8



物件 4 建物 1 階室内

写真 9



物件 4 建物 2 階室内

写真 1 0



物件 4 建物 2 階室内

写真 1 1



物件 4 建物 2 階室内

写真 1 2



物件 4 建物 2 階室内

写真 1 3



物件 4 建物 2 階室内 扉に穴が開いていて破れている。

令和 8 年(ケ)第 3 号

令和8年4月17日

現地調査

令和8年6月9日

評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号 KO競第226403号

発行日付 令和8年6月10日

評 価 人 不動産鑑定士

片山 恵津子

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6,075,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1(土地)	金 1,790,000 円
物件 2(土地)	金 70,000 円
物件 3(土地)	金 5,000 円
物件 4(建物)	金 4,210,000 円

- ① 一括価格は、物件[1～4]の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件[1～3]の内訳価格は、物件[4]の土地利用権等価格を控除した価格であり、物件[4]の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- ① 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約
(売主の協力が得られないことが常態であること、
買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、
引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、
目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)
等の特殊性を反映させた価格とする。
- ② 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- ③ 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- ④ 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件 (土地)

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在	羽島郡笠松町田代字若宮	左記にほぼ同じ。
	地 番	1192番10	
	地 目	宅地	
	地 積	158.58㎡	
2	所 在	羽島郡笠松町田代字若宮	左記にほぼ同じ。 但し、持分は6分の1
	地 番	1192番12	
	地 目	公衆用道路	
	地 積	144 ㎡	
3	所 在	羽島郡笠松町田代字若宮	左記にほぼ同じ。 但し、持分は6分の1
	地 番	1192番13	
	地 目	用悪水路	
	地 積	9.76㎡	

第3 目的物件 (建物)

番 号	所 在 等	登 記	現 況	
4	所 在	羽島郡笠松町田代字若宮1192番地10	左記にほぼ同じ。	
	家屋番号	1192番10 主建物		
	種 類	居宅		
	構 造	木造瓦葺2階建		
	床面積	1 階		68.73㎡
		2 階		56.11㎡
		3階他計		
延面積		124.84㎡		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位置・交通	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(道路距離)
※交通施設の方位は、施設からの 方角で八方位表示である。	名鉄	竹鼻線	柳津	南東方	750m
—					
付 近 の 状 況	一般住宅のほか共同住宅等も混在する地域				
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を 考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分		市街化区域		
	用 途 地 域		準工業地域		
	指 定 建 蔽 率		60%		
	指 定 容 積 率		200%		
	防 火 規 制		特になし		
	そ の 他 の 規 制		宅地造成等工事規制区域・建築基準法22条区域		
画 地 条 件	地	積	158.58㎡		
	間	口	約2.5m		
	奥	行	約19m		
	形	状	ほぼ整形		
接 面 道 路 の 状 況	物件1土地は物件2土地(位置指定道路・建築基準法42条1項5号に該当)にほぼ等高で接面する。				
土 地 の 利 用 状 況 及 び 隣 地 の 状 況 等	物件1土地は、物件4建物の敷地として利用されている。物件2土地は道路(私道)、物件3土地は用悪水路として利用されている。隣地は、住宅等の利用状況である。				
供 給 処 理 施 設	上水道	■あり □引込可 □なし □不明(特記事項のとおり)			
	ガス配管	■あり □引込可 □なし □不明(特記事項のとおり)			
	下水道	■あり □引込可 □なし □不明(特記事項のとおり)			
特 記 事 項	・土壌汚染の可能性について調査したところ、土壌汚染対策法の有害物質使用特定施設には該当せず、水質汚濁防止法に規定する特定施設の届出はない。過去の住宅地図等から、土壌汚染の蓋然性が認められる土地利用の形跡は認められない。土壌汚染の可能性は低いものと思料するが、専門調査機関による調査を行っていないため、詳細は不明である。 ・笠松町教育文化部教育文化課によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないとのことである。 ・上水道の本管は物件2土地が接続する町道田代37号線に埋設されている。 ・下水道の本管は物件2土地に埋設されている。 ・物件2土地は位置指定道路である。H14.6.27 岐建築第6号の9				

2 建物の概況・利用状況等

物件番号等	物件番号	4
	区分	主建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記)	平成14年10月10日
	経過年数	23.7年
	経済的残存耐用 年数	6.3年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	サイディング
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	フローリング等
	設 備	電気・給排水・衛生等
	そ の 他	特になし
床面積(現況)	現 況	124.84㎡
	増 改 築 の 有 無	増築はない
現況用途等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添「建物間取図」のとおり
建物の品等	総 合	普通
	使 用 資 材	普通
	施 工	普通
保守管理の状態		普通
建物の利用状況		詳細は現況調査報告書参照
特 記 事 項		・登記簿によれば新耐震基準(昭和56年)以降に建築された建物である。 ・床や扉に傷んでいる部分がある。 (※建築時点は公簿記載の建築年次である)

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件 1～3 (土 地)

物件 1～3 の建付地価格を算出する。上記目的物件の更地価格を算出し、これに必要な応じて建付減価を行い、建付地価格を求めた。

物 件 番 号	標 準 価 格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	共有持分補正 エ	建 付 減 価 オ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ ＝カ
1	46,200	90.3%	158.58	—	100.0%	6,616,000
2		10.0%	144	0.1667	100.0%	111,000
3		10.0%	9.76	0.1667	100.0%	8,000

ア 標準価格(公示価格からの規準等)

地価調査 笠松(県)-2

公示価格	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
46,200 (円/㎡)	$\times \frac{100.0}{100.0}$	$\times \frac{100.0}{100.0}$	$\times \frac{100.0}{100.0}$	46,200 (円/㎡)

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正: 公示地等標準的画地との要因格差である。(各要因格差の相乗値)

画地条件	街路条件	接近条件	環境条件他	(相乗計)
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

◇地域格差: 地価水準に係る要因格差である。(各要因格差の相乗値)

街路条件	接近条件	環境条件	行政条件他	(相乗計)
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

イ 個別格差: 標準的画地との要因格差である。

物件番号	規模・形状	間口・奥行	方位・高低差	接面街路他	(相乗計)
1	0%	-5%	0%	-5%	90.3%
2	0%	0%	0%	-90%	10.0%
3	0%	0%	0%	-90%	10.0%

ウ 地積: 登記簿記載数量

エ 建付減価補正率: 最有効使用からの乖離を考慮。

② 物件 4 (建 物)

目的建物の再調達単価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物 件 番 号	再調達単価 (円/㎡) ア	延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ＝エ
4	180,000	124.84	15.0%	3,371,000
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	観察法現価率	採用現価率
5.0%	9.4%	25.0%	15.0%	15.0%
経過年数	23.7年	経済的残存耐用年数	6.3年	

ア 再調達単価：標準的な再建築費(単価)である。

イ 延床面積： 現況延床面積は登記簿記載面積

ウ 現価率： 定率法現価率＝残価率[累乗](経過年数/経済的耐用年数)

定額法現価率＝1-(1-残価率)×(経過年数/経済的耐用年数)

観察法現価率＝対象不動産の機能、維持管理、補修状況等を実態調査の上で判定する。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、必要に応じて占有減価、市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) 1①オ ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
1	6,616,000	55.0%	法定地上権	3,639,000
2	111,000	0.0%	負担無し	0
3	8,000	0.0%	負担無し	0
計				3,639,000

イ 土地利用権等割合

土地利用権等及びその割合を、地域の特性、本件建物の構造・種類等から上記の通り査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) 1①オ、1②エ ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算(円) 2①ウ イ	占有減価 率 ウ	市場性修 正率 エ	競売市場 修正率 オ	評価額(円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	6,616,000	-3,639,000	100.0%	100.0%	60.0%	1,790,000
2	111,000	0				70,000
3	8,000	0				5,000
4	3,371,000	3,639,000	100.0%	100.0%	60.0%	4,210,000
一括価格(合計)						6,075,000

ウ 占有減価率

補正の必要性は認められない。

エ 市場性修正率 100%

本件の場合、特段の市場性修正は不要と認める。

オ 競売市場修正率 60%

第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮の上、競売市場性修正率を判定する。

※物件2土地については千円未満四捨五入とした。

第6 参考価格資料

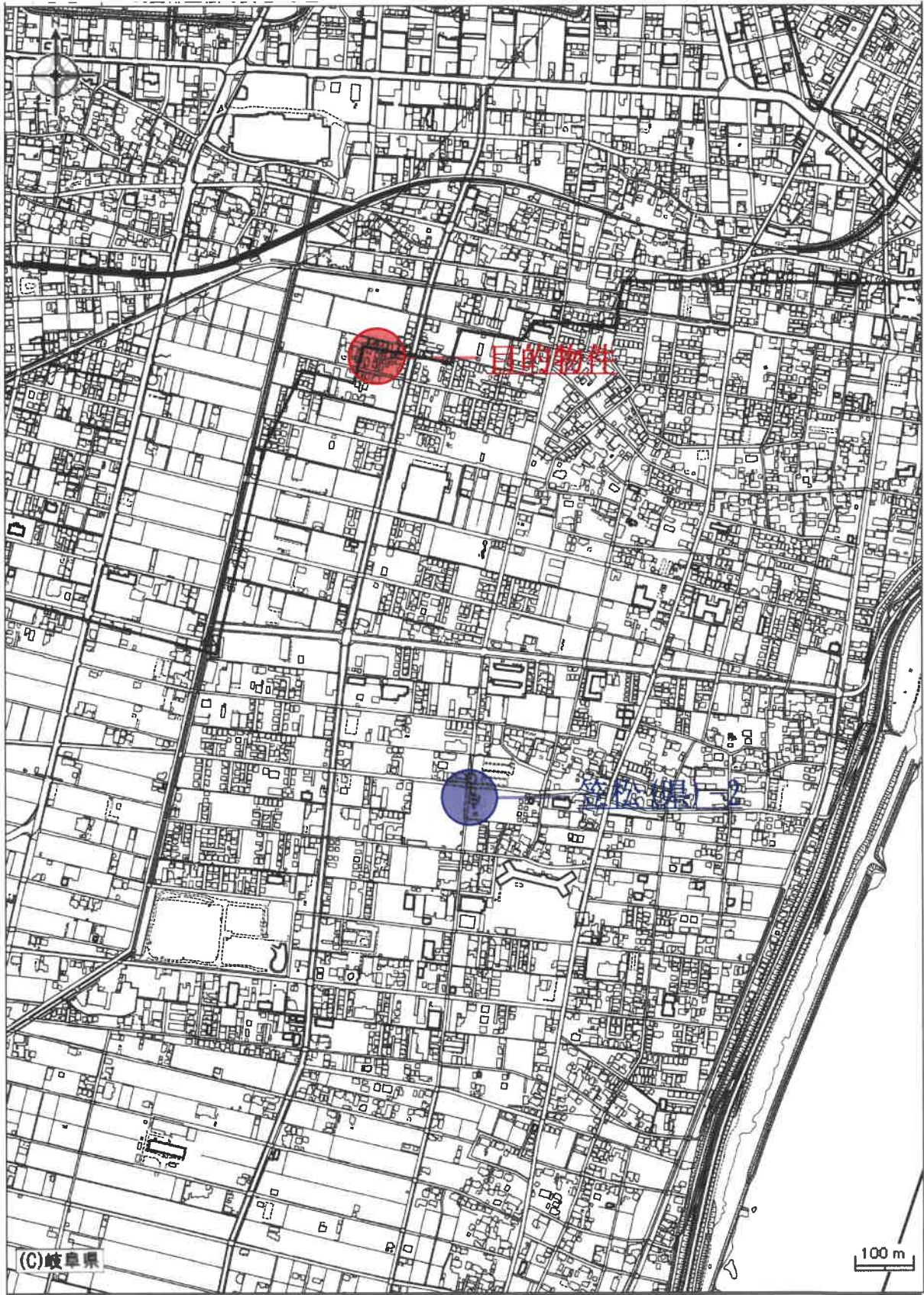
地価調査	笠松(県)-2
(所 在)	羽島郡笠松町長池字松ケ枝572番3
(価 格)	46,200 円/㎡
(位 置)	柳津駅の南東1.8km(道路距離)に位置する。
(価格時点)	令和7年7月1日
(地 積)	132 ㎡
(供給処理)	水道 下水 ガス
(接面街路)	西5.5m町道
(用途指定等)	市街化区域・第一種住居地域 (指定建ぺい率60%,指定容積率200%)
(地域の概要)	農地の中に小規模の一般住宅が散在する住宅地域

第7 附属資料の表示

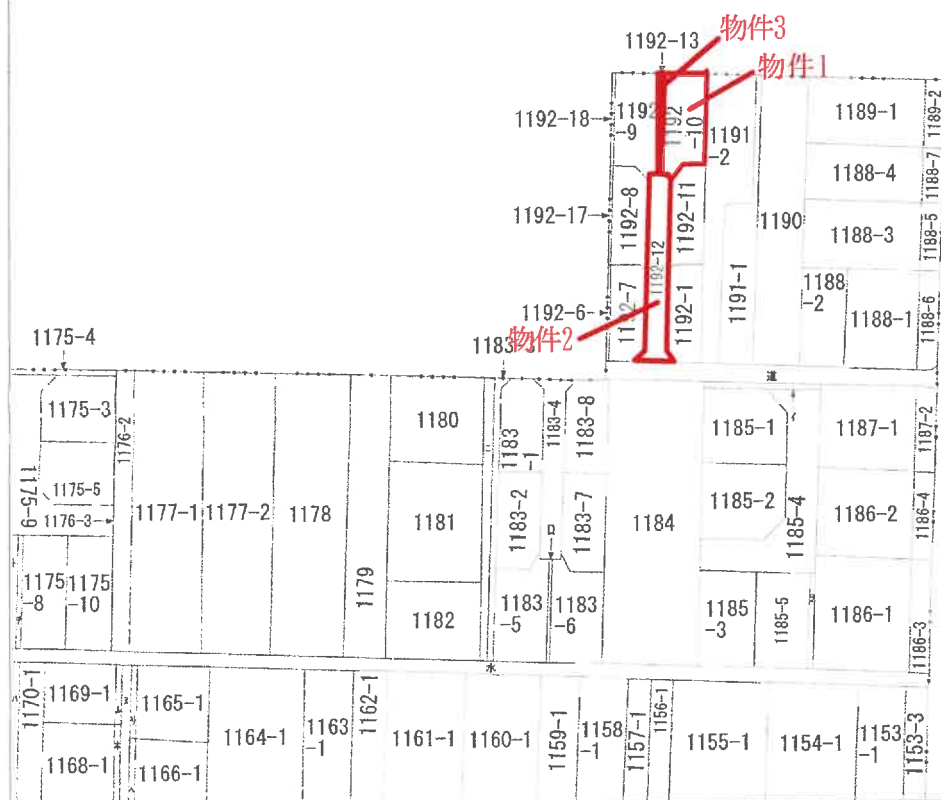
- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 建物間取図(概略)
- 7 写真

以 上

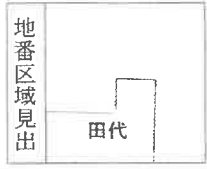
位置図



1185-7 1183-9 ハ 1171-1 道 ホ 1168-2 1166-3 ト 1175-7 1175-11 リ 1165-2 道 ル 1169-2 1185-6



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



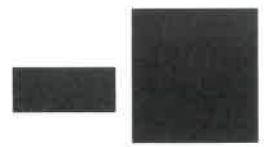
請求部	所在	羽島郡笠松町田代字若宮				地番	1192番10			
出カ尺	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	土地改良所在図
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和38年2月6日				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月4日
岐阜地方方法務局

請求番号：28-1
(1/1)

登記官



A 3 → A 4 に縮小

公用

登記年月日：平成14年5月16日

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和8年3月4日 岐阜地方広務局

登記官

請求番号：28-5

(1/3)

A3→A4に縮小

前1192-1後・新

634662

新土地積測量図

地番 1192-1
1192-7~13

土地の所在 羽島郡笠松町田代字若宮

引 限 点 表

P1	INI	X座標	-54.816
		Y座標	-0.672
P2	IN3	X座標	-15.585
		Y座標	-56.191
境界点			
		点 間	配 置
		P1	P2
8		40.443	59.383
D9		45.148	59.643
K23		58.702	62.413

引限点詳細図

引限点詳細図



作製者

申請人

縮尺 1/500

(岐阜県土地家屋調査士会用紙)

登記年月日：平成14年5月16日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月4日 岐阜地方裁判所

登記官

新築

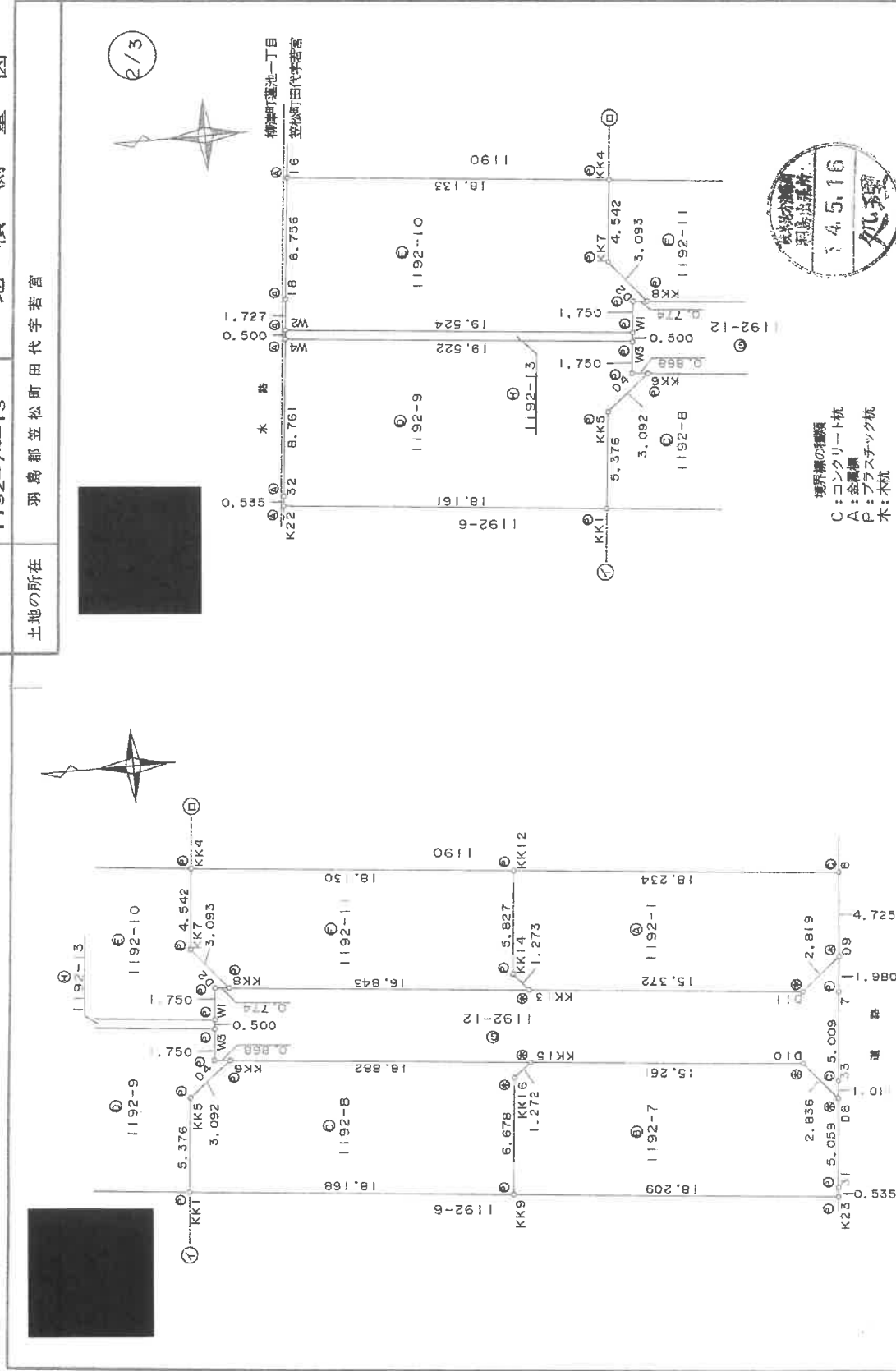
新築

新築
土地積測量図

地番
1192-1
1192-7~13

土地の所在
羽島郡笠松町田代字菅宮

634663



境界線の種類
C:コンクリート杭
A:金目線
P:プラスチック杭
木:木杭



作製者

申請人

縮尺
1/250

(岐阜県土地家屋調査士会用紙)

登記年月日：平成14年5月16日

令和8年3月4日 岐阜県地方裁務局 登記官

634664

新 校・新

新 土 地 所 有 者 図 量 図

地 番 1192-1
1192-7~-13

土地の所在 羽島郡笠松町田代字若宮

座標換算表

地番	① 1192-1	② 1192-7
測点	Xn	Yn
KK14	-8.799	21.439
KK13	-7.895	20.542
D11	-7.840	5.170
D9	-9.832	3.174
B	-14.537	3.183
KK12	-14.626	21.417
併面積	21.417	240.731423
地積	120.3657115	120.3657115

地番	① 1192-7	② 1192-7
測点	Xn	Yn
KK9	3.680	21.357
K23	3.762	3.148
31	3.227	3.149
D8	-1.832	3.158
D10	-3.839	5.162
KK15	-3.894	20.423
KK16	-2.998	21.327
併面積	21.327	161.530698
地積	135.5398699	135.5398699

地番	① 1192-B	② 1192-B
測点	Xn	Yn
KK16	-2.998	21.327
KK15	-3.894	20.423
KK8	-1.778	37.305
KK5	3.598	39.525
KK9	3.680	21.357
併面積	21.357	140.870772
地積	135.5405650	135.5405650

地番	① 1192-9	② 1192-9
測点	Xn	Yn
KK5	-1.778	39.500
KK6	-3.556	37.305
D4	-3.859	36.173
W3	-5.709	38.167
W4	-5.780	57.689
32	2.991	57.686
K22	3.516	57.686
KK1	3.598	39.525
併面積	39.525	347.748797
地積	173.8743985	173.8743985

3/3

地番	① 1192-10	② 1192-10
測点	Xn	Yn
KK4	-14.694	39.547
16	-14.763	57.680
18	-8.007	57.690
W2	-6.280	57.689
W1	-6.209	103.724822
D2	-7.959	38.159
KK8	-7.956	37.385
KK7	-10.152	39.564
併面積	39.564	266.582232
地積	158.5768450	158.5768450

地番	① 1192-11	② 1192-11
測点	Xn	Yn
KK12	-14.626	21.417
KK4	-14.694	39.547
KK7	-10.152	39.564
KK8	-7.956	37.385
KK13	-7.895	20.542
KK14	-8.799	21.439
併面積	21.439	144.305909
地積	120.0087125	120.0087125

地番	① 1192-12	② 1192-12
測点	Xn	Yn
D2	-7.959	38.159
W1	-6.209	39.165
W3	-5.709	38.167
D4	-3.959	37.305
KK6	-3.956	37.303
KK15	-3.894	20.423
D10	-3.832	3.162
D8	-1.832	3.158
33	-2.845	3.160
7	-9.832	3.170
D9	-7.840	5.170
D11	-7.840	5.170
KK13	-7.895	20.542
KK8	-7.956	37.385
併面積	37.385	288.050506
地積	144.0151530	144.0151530

地番	① 1192-13	② 1192-13
測点	Xn	Yn
W1	-6.209	38.165
W2	-6.280	57.689
W4	-5.780	57.689
W3	-5.709	38.167
併面積	38.167	19.523142
地積	9.7615710	9.7615710

岐阜県地方裁務局
羽島出張所
14.5.16
処理

申請人

縮尺 1/

(岐阜県土地家屋調査士会用紙)

登記年月日：平成14年7月12日

634660

前 1192-10 後 1192-10
1192-14 1192-14

平成14年7月12日 1192番地・1192番地を合筆
土地所在図
地積測量図

地番 1192-10
1192-14

土地の所在 羽島郡笠松町田代字若宮

平成14年7月12日 1192番地を1192番地に合筆

座標求積表

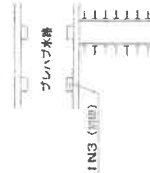
地番	1192-10	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	延 積
KK27	-14.685	39.593	-180.900417	18.087	
16	-14.763	57.680	385.763840	6.756	
18	-8.007	57.690	489.384270	1.727	
W2	-6.280	57.689	103.724822	19.524	
W1	-6.209	38.165	-64.079035	1.750	
D2	-7.959	38.159	-66.663773	0.774	
KK8	-7.956	37.385	-81.985305	3.093	
KK7	-10.152	39.564	-88.544232	0.063	
KK26	-10.194	39.611	-179.952773	4.501	
併 面 積			316.747397		
総 延 積			158.3736985		

地番	1192-14	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	延 積
KK7	-10.152	39.564	-178.038000	4.542	
KK4	-14.694	39.547	-179.662021	0.046	
KK27	-14.685	39.593	178.168500	4.501	
KK26	-10.194	39.611	179.952773	0.063	
併 面 積			0.421252		
総 延 積			0.2106260		

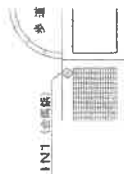
引 据 点 表

P 1	IN1	X 座標	-54.816	境界点	P 1	延 積
P 2	IN3	Y 座標	-0.972	KK4	56.810	95.742
				KK8	60.367	93.886

引据点詳細図



引据点詳細図

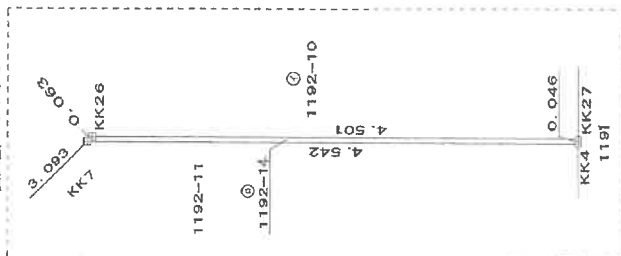


境界線の種類

田	コンクリート杭
+	プラスチック杭
×	金 属 棒
△	刻 板
▽	印
○	計 算 点



拡大図 1:50



作 製 者

申 請 人

縮 尺 1/250

(岐阜県土地家屋調査士会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年3月4日 岐阜県地方務局 登記官

登記年月日：平成14年7月12日

令和8年3月4日 岐阜地方裁判所

前 1192-11 1192-15 1192-10 1192-11 1192-15

1192-11 1192-10

平成14年7月12日 1192番 土地積測量 地番 1192-11 1192-15 土地の所在 羽島郡笠松町田代字若宮

平成14年7月12日 1192番 土地積測量 地番 1192-11 1192-15 土地の所在 羽島郡笠松町田代字若宮

座標求積表

地番	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
KK12	-14.626	21.417	-126.268344	18.130
KK4	-14.694	39.547	176.944427	4.542
KK7	-10.152	39.564	266.611110	3.233
KK21	-7.956	37.190	83.913781	16.648
KK13	-7.895	20.542	-17.317737	1.273
KK14	-8.799	21.439	-144.298769	5.827
倍面積			239.584488	
倍面積			119.7922340	
面積			119.79	m ²

地番	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
KK21	-7.956	37.190	-81.639179	3.233
KK7	-10.152	39.564	-0.028015	3.093
KK8	-7.956	37.385	82.093707	0.195
倍面積			0.426513	
倍面積			0.2132565	
面積			0.21	m ²

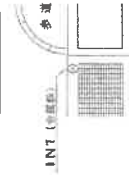
引照点表

P1	INT	X座標	Y座標	境界点	P1	P2	距離
		-54.816	-0.672	KK13	51.494	77.117	
		-15.583	-56.191	KK12	45.860	77.614	

引照点詳細図



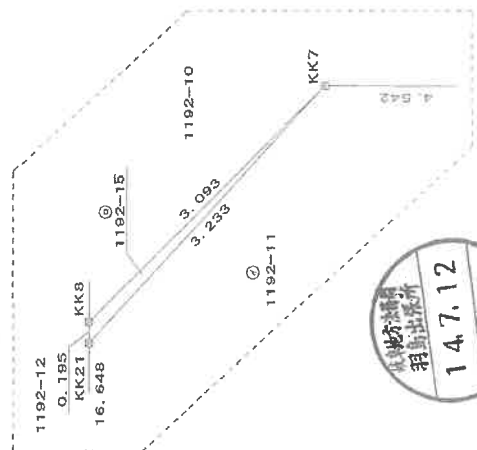
引照点詳細図



境界線の種類

田	コンクリート杭
⊕	プラスチック杭
⊗	金 属 標
⊗	鉄 釘
▽	測 算 点
○	計 算 点

拡大図 1:50



岐阜地方裁判所
羽島出発所
14.7.12
処理

作製者

申請人

縮尺 1/250

(岐阜県土地家屋調査士会用紙)

登記年月日：平成15年3月12日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和 8 年 3 月 4 日 岐阜地方裁判所

登記官

請求番号 28-3

A 3 → A 4 に縮小

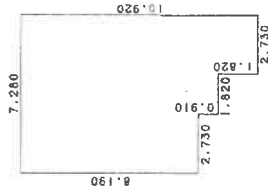
建物各階平面図

家屋番号 1192番10

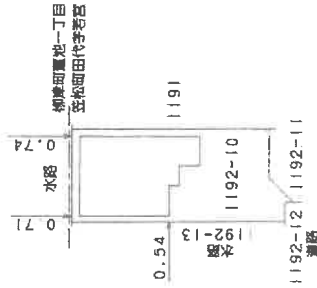
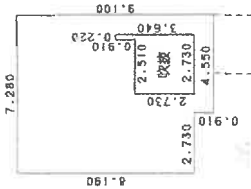
建物の所在 羽島郡笠松町代字若宮1192番地10

787521 各階平面図

1 階



2 階



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

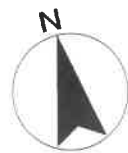
(岐阜県土地家屋調査士会)

土地建物位置関係図(概略)



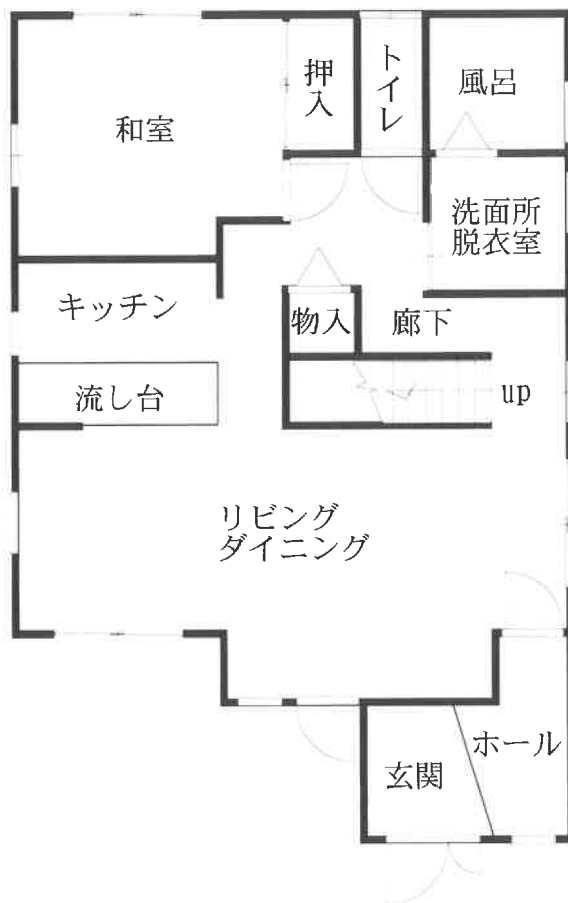
←写真撮影方向

建物間取図(概略)

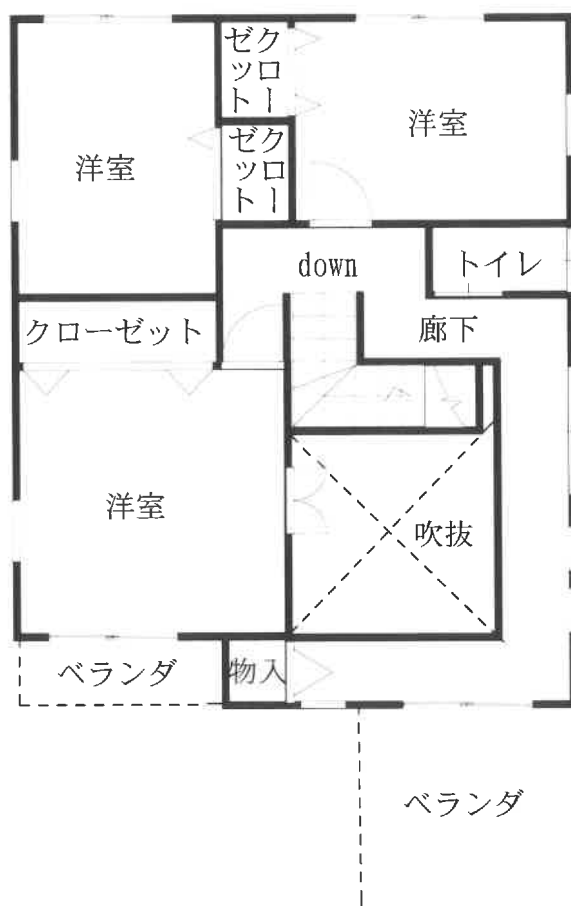


1階

物件4



2階

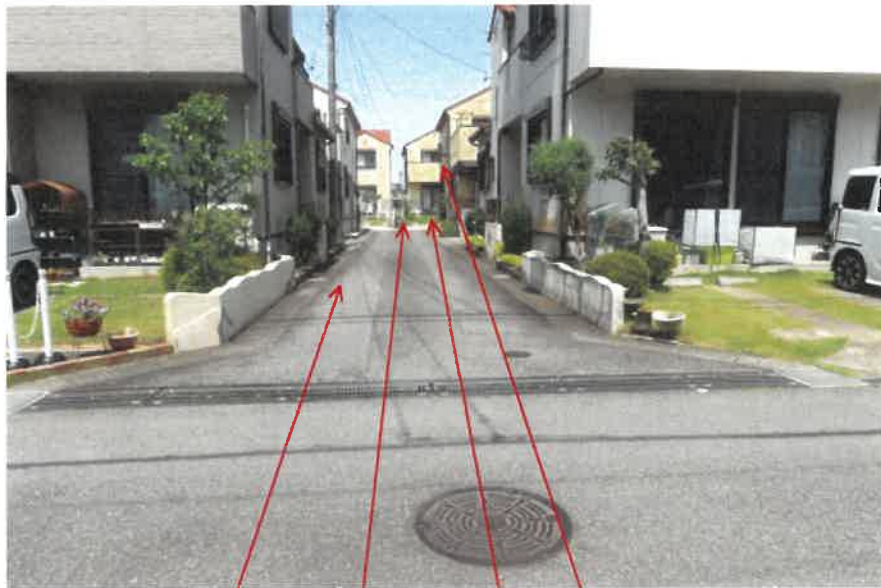




物件2土地 物件3土地 物件1土地 物件4建物



物件3土地 物件1土地 物件4建物



物件2土地 物件3土地 物件1土地 物件4建物 ③



物件1土地 物件3土地 物件2土地 ④



⑤

物件1土地

物件4建物